

令和4年度 こどもの池運営事業について

令和4年度のこどもの池運営事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況の鎮静化を受けて、一定の感染防止策を講じることで安全の確保が可能と判断されるため、下記のとおり条件付きながら、運営を再開することとした。

記

1 こどもの池運営の条件

- (1) 運営を委託している「こどもの池管理運営協力会（地元町会等）」の協力が得られること。
- (2) 利用者が密集や密接を避け、安心して利用できる状況であること。
- (3) 施設の修繕等が完了し、安全に実施できる状況であること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況が収束の傾向にあり、入場制限等の措置により感染防止対策を講じることができること。

2 運営方針

(1) 運営団体

こどもの池管理運営協力会のうち、運営可能と意志表示のあった15公園(全21公園)を対象として運営準備に着手する。

(2) 感染対策

遊泳中はマスクによる感染対策ができないため、入場制限を実施するとともに、児童及び保護者に対し、接触・密接の指導や協力を求めることで感染を回避する。

(3) 施設整備

運営期間までに必要な施設整備を実施するものとする。万が一、修繕等が完了しない施設が発生した場合には、安全を優先し、運営を見合わせる場合がある。

(4) 緊急措置

今後、運営までの間若しくは運営期間中、感染拡大など状況が変化した場合には、その時点で状況判断を行い、安全な遊泳環境が確保できないと判断される場合には、運営を中止する。

(5) 実施期間

7月21日から8月31日まで(33日間)

(6) 周知時期

7月上旬

(7) 周知方法

広報いたばし、区ホームページ、区公式Twitter、現地看板設置

※実施する公園や開催時期等について周知を行う。

【参 考】

令和3年度の他自治体実施状況

23区内では水施設（じゃぶじゃぶ池、噴水等）のある21区中14区、および東京都が実施をしている。